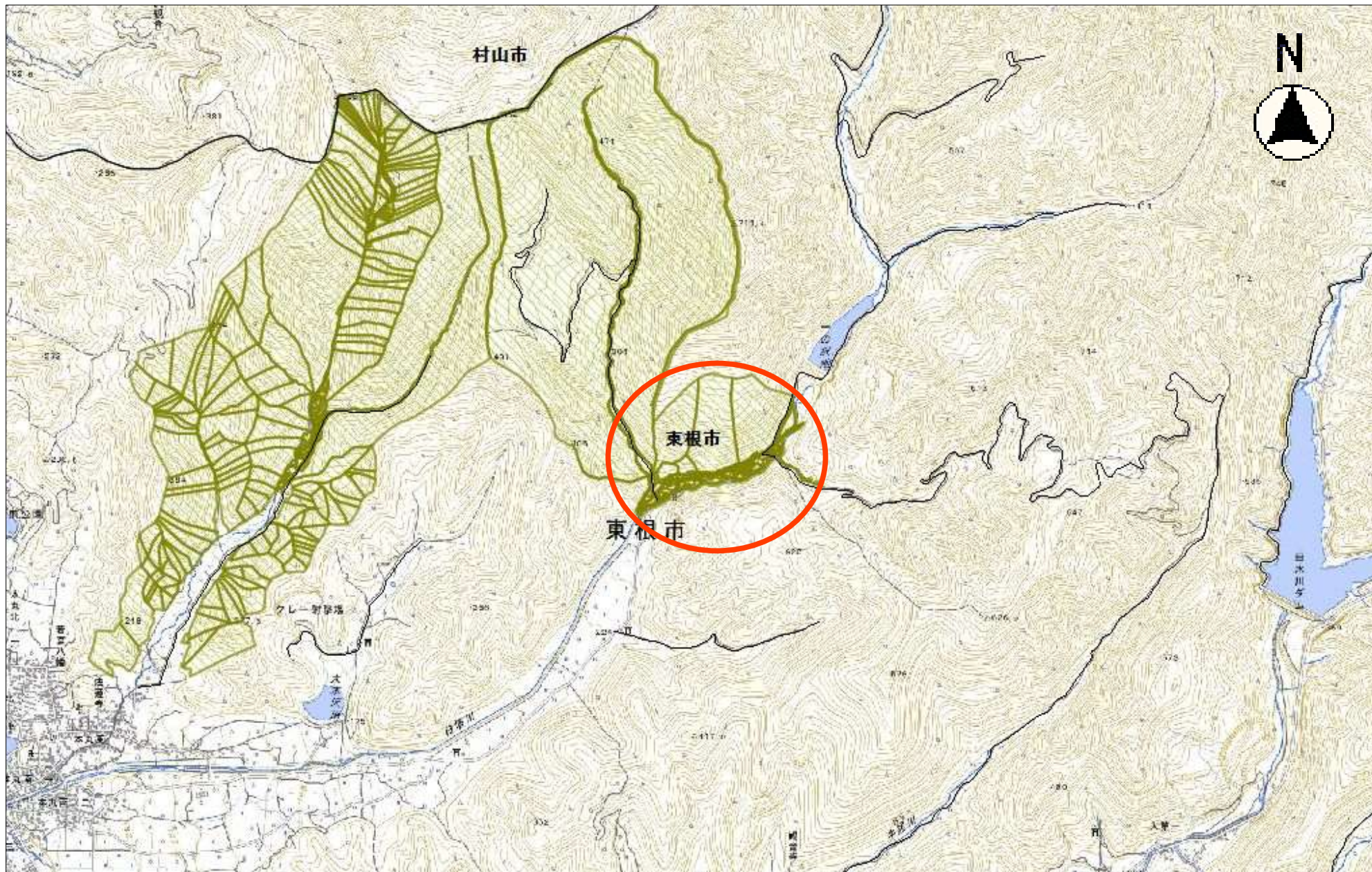
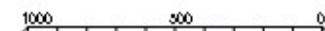


経営管理権集積計画位置図（集 R8-1～5）

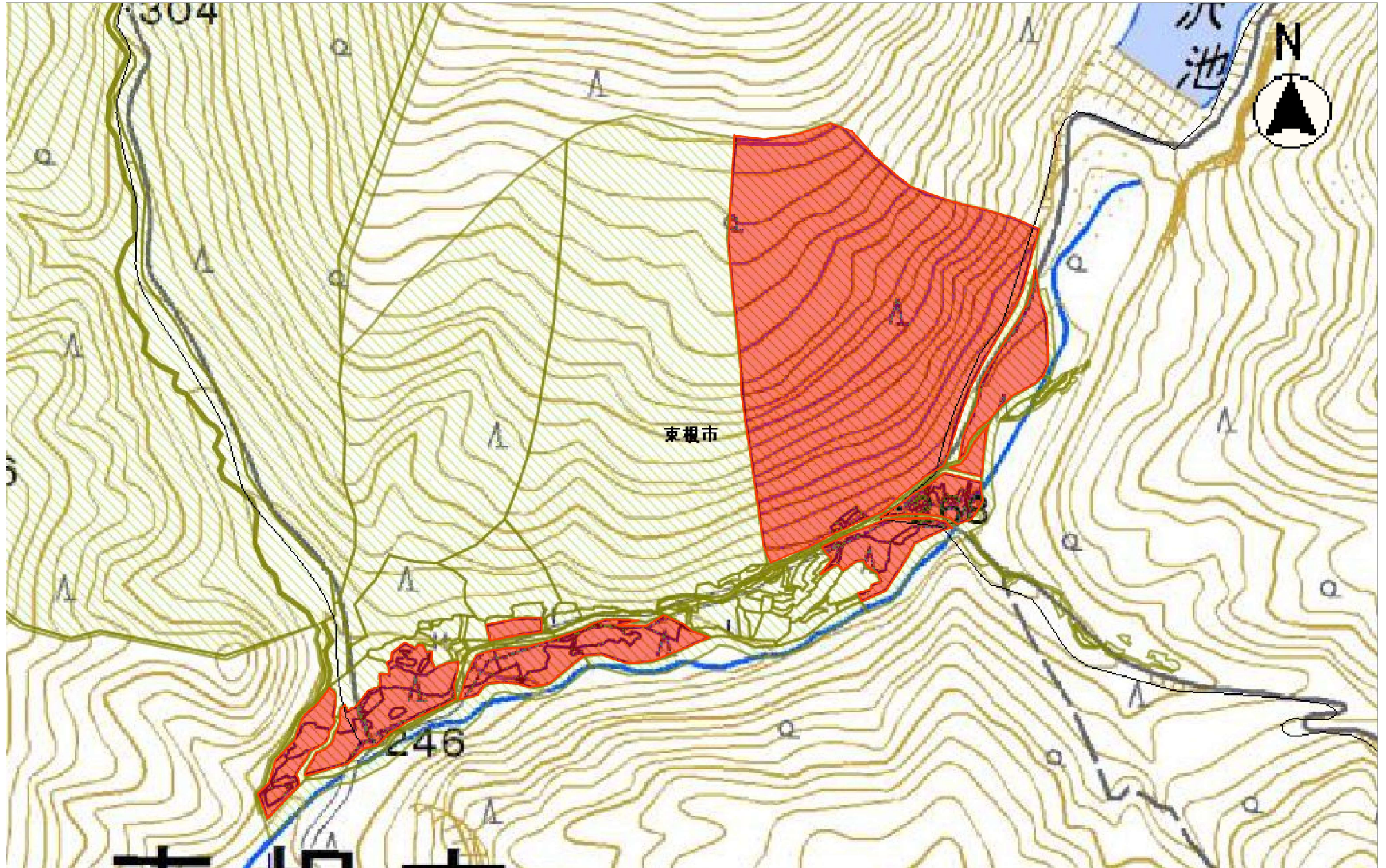


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)

縮尺 1 : 25000

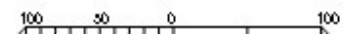


経営管理権集積計画位置図（集 R8-1～5）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)

縮尺 1 : 5000



経営管理権集積計画

1 個別事項

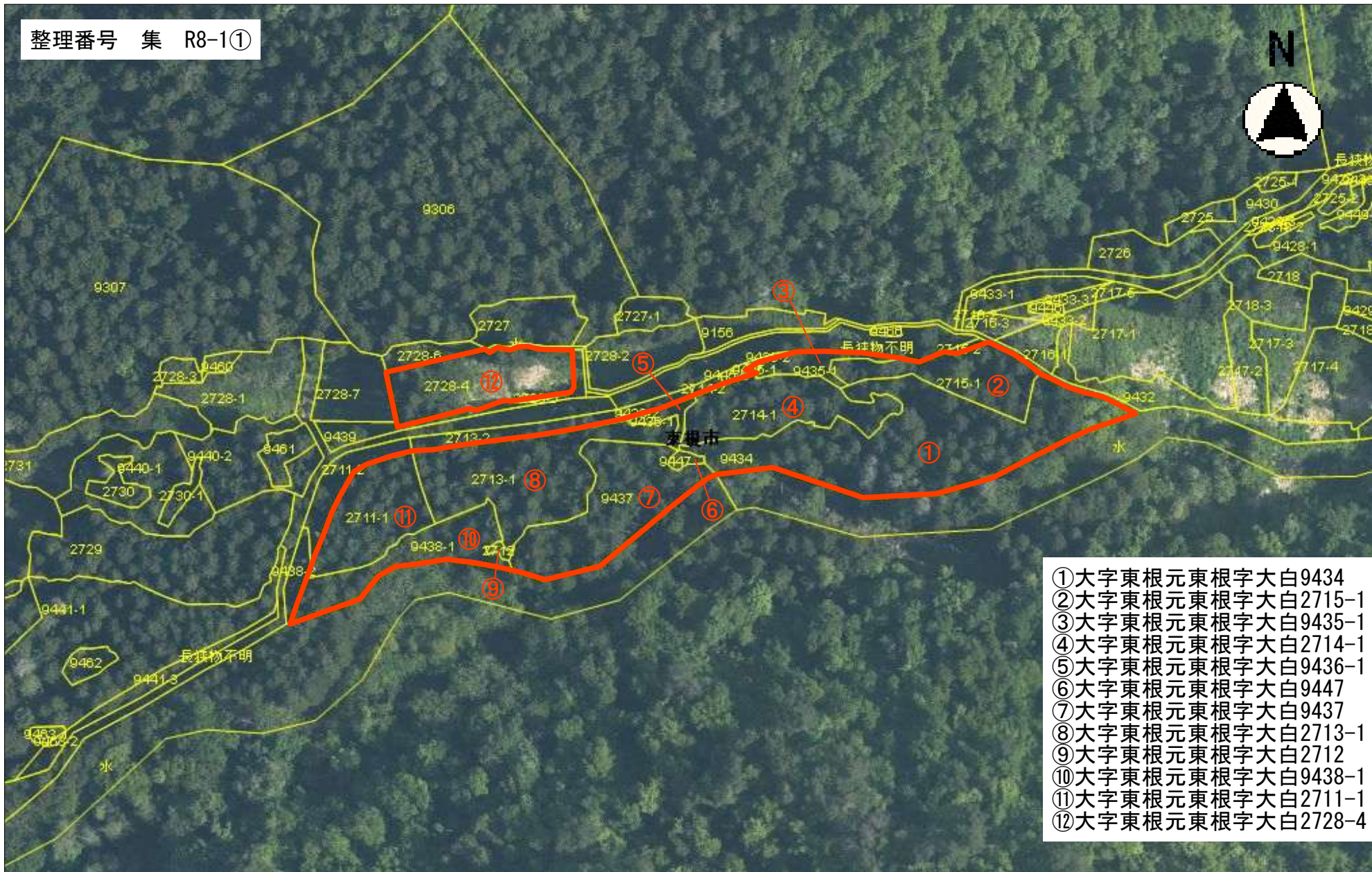
整理番号	集 R8 - 1	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 東根市長 鈴木 敬一		(所在地) 山形県東根市中央 1-1-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C) ○ 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐・間伐などの保育事業を実施するものとする。施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 ○ (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する除伐・間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ○ (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 <時期> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期) (B)				
1	東根市大字東根元東根字大白	2711-1	15イ	10-1	山林	0.0786	スギ	61	公告した日	5年 (2031.3.31)				
2	東根市大字東根元東根字大白	2712	15イ	10-1	山林	0.0029	スギ	61	同上	同上				
3	東根市大字東根元東根字大白	2713-1	15イ	10-1	山林	0.1335	スギ	61	同上	同上				
4	東根市大字東根元東根字大白	2714-1	15イ	9-1 10-1	山林	0.0809	スギ	96	同上	同上				
5	東根市大字東根元東根字大白	2715-1	15イ	9-1	畑	0.0694	スギ	96	同上	同上				
6	東根市大字東根元東根字大白	2728-4	15イ	10-1	山林	0.0509	スギ	61	同上	同上				
7	東根市大字東根元東根字大白	2729	15イ	1-5 2-1 2-2 10-1	山林	0.1424	スギ	83	同上	同上				
8	東根市大字東根元東根字大白	2730	15イ	2-1	畑	0.0145	スギ	83	同上	同上				
9	東根市大字東根元東根字大白	2730-1	15イ	2-1	畑	0.0076	スギ	83	同上	同上				
10	東根市大字東根元東根字大白	2733-1	12イ 15イ 15イ 15イ	1-3 1-1 1-2 1-4	山林	0.0922	スギ	59	同上	同上				
11	東根市大字東根元東根字大白	2734	12イ	1-3	田	0.0436	スギ	59	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の 算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						経営管理権 の始期
12	東根市大字東根元 東根字大白	2735-1	12イ	1-3	山林	0.0595	スギ	59	公告した日	5年 (2031.3.31)	<p>○ 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐・間伐などの保育事業を実施するものとする。施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>○ (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する除伐・間伐で、木材の販売は行わないものとする。</p> <p>○ (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><時期> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p><相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p>	
13	東根市大字東根元 東根字大白	2735-2	12イ	1-3	山林	0.0757	スギ	59	同上	同上				
14	東根市大字東根元 東根字大白	2736	12イ	1-1 1-3	山林	0.0251	スギ	59	同上	同上				
15	東根市大字東根元 東根字大白	9434	15イ	9-1 10-1	原野	0.2631	スギ	96	同上	同上				
16	東根市大字東根元 東根字大白	9435-1	15イ	2-1 9-1	原野	0.0188	スギ	96	同上	同上				
17	東根市大字東根元 東根字大白	9436-1	15イ	9-1 10-1	原野	0.0085	スギ	61	同上	同上				
18	東根市大字東根元 東根字大白	9437	15イ	9-1 10-1	原野	0.0687	スギ	61	同上	同上				
19	東根市大字東根元 東根字大白	9438-1	15イ	10-1	原野	0.1034	スギ	61	同上	同上				
20	東根市大字東根元 東根字大白	9440-1	15イ	2-1	原野	0.0971	スギ	83	同上	同上				
21	東根市大字東根元 東根字大白	9441-1	12イ 15イ 15イ 15イ 15イ 15イ	1-3 1-1 1-4 1-5 2-1 10-1	原野	0.2426	スギ	61	同上	同上				
22	東根市大字東根元 東根字大白	9443-1	12イ	1-3	原野	0.0561	スギ	59	同上	同上				
23	東根市大字東根元 東根字大白	9444	12イ	1-1 1-3	原野	0.0495	スギ	59	同上	同上				
24	東根市大字東根元 東根字大白	9447	15イ	9-1 10-1	山林	0.0026	スギ	61	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	東根市大字東根元 東根字大白	2711-1	15イ	10-1	山林	0.0786	スギ	61					
2	東根市大字東根元 東根字大白	2712	15イ	10-1	山林	0.0029	スギ	61					
3	東根市大字東根元 東根字大白	2713-1	15イ	10-1	山林	0.1335	スギ	61					
4	東根市大字東根元 東根字大白	2714-1	15イ	9-1 10-1	山林	0.0809	スギ	96					
5	東根市大字東根元 東根字大白	2715-1	15イ	9-1	畑	0.0694	スギ	96					
6	東根市大字東根元 東根字大白	2728-4	15イ	10-1	山林	0.0509	スギ	61					
7	東根市大字東根元 東根字大白	2729	15イ	1-5 2-1 2-2 10-1	山林	0.1424	スギ	83					
8	東根市大字東根元 東根字大白	2730	15イ	2-1	畑	0.0145	スギ	83					
9	東根市大字東根元 東根字大白	2730-1	15イ	2-1	畑	0.0076	スギ	83					
10	東根市大字東根元 東根字大白	2733-1	12イ 15イ 15イ 15イ	1-3 1-1 1-2 1-4	山林	0.0922	スギ	59					
11	東根市大字東根元 東根字大白	2734	12イ	1-3	田	0.0436	スギ	59					
12	東根市大字東根元 東根字大白	2735-1	12イ	1-3	山林	0.0595	スギ	59					
13	東根市大字東根元 東根字大白	2735-2	12イ	1-3	山林	0.0757	スギ	59					
14	東根市大字東根元 東根字大白	2736	12イ	1-1 1-3	山林	0.0251	スギ	59					
15	東根市大字東根元 東根字大白	9434	15イ	9-1 10-1	原野	0.2631	スギ	96					
16	東根市大字東根元 東根字大白	9435-1	15イ	2-1 9-1	原野	0.0188	スギ	96					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
17	東根市大字東根元 東根字大白	9436-1	15イ	9-1 10-1	原野	0.0085	スギ	61					
18	東根市大字猪野沢 字山の神	9437	15イ	9-1 10-1	原野	0.0687	スギ	61					
19	東根市大字猪野沢 字山の神	9438-1	15イ	10-1	原野	0.1034	スギ	61					
20	東根市大字猪野沢 字山の神	9440-1	15イ	2-1	原野	0.0971	スギ	83					
21	東根市大字東根元 東根字大白	9441-1	12イ 15イ 15イ 15イ 15イ 15イ	1-3 1-1 1-4 1-5 2-1 10-1	原野	0.2426	スギ	61					
22	東根市大字猪野沢 字山の神	9443-1	12イ	1-3	原野	0.0561	スギ	59					
23	東根市大字猪野沢 字山の神	9444	12イ	1-1 1-3	原野	0.0495	スギ	59					
24	東根市大字猪野沢 字山の神	9447	15イ	9-1 10-1	山林	0.0026	スギ	61					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 東根市長 鈴木 敬一</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>													
<p>（記載注意）</p> <p>（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。</p> <p>（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。</p> <p>（3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。</p> <p>（4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。</p> <p>（5） （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。</p>													

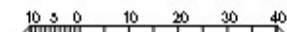
整理番号 集 R8-1①



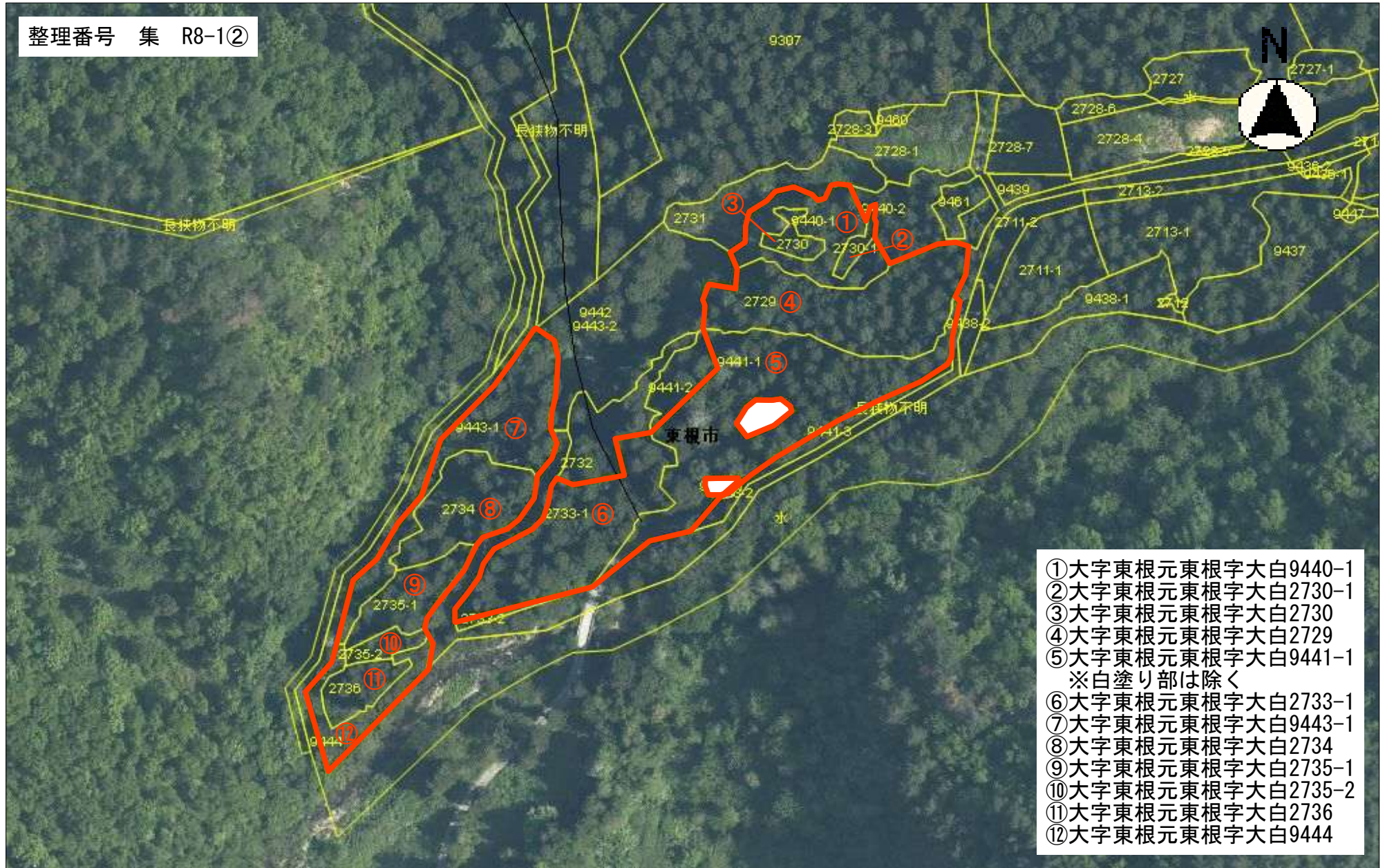
- ①大字東根元東根字大白9434
- ②大字東根元東根字大白2715-1
- ③大字東根元東根字大白9435-1
- ④大字東根元東根字大白2714-1
- ⑤大字東根元東根字大白9436-1
- ⑥大字東根元東根字大白9447
- ⑦大字東根元東根字大白9437
- ⑧大字東根元東根字大白2713-1
- ⑨大字東根元東根字大白2712
- ⑩大字東根元東根字大白9438-1
- ⑪大字東根元東根字大白2711-1
- ⑫大字東根元東根字大白2728-4

この図面は森林整備上の境界を表したものであり、所有界、面積等土地に関する諸権利について証明するものではありません。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)

縮尺 1 : 1500



整理番号 集 R8-1②



- ①大字東根元東根字大白9440-1
- ②大字東根元東根字大白2730-1
- ③大字東根元東根字大白2730
- ④大字東根元東根字大白2729
- ⑤大字東根元東根字大白9441-1
※白塗り部は除く
- ⑥大字東根元東根字大白2733-1
- ⑦大字東根元東根字大白9443-1
- ⑧大字東根元東根字大白2734
- ⑨大字東根元東根字大白2735-1
- ⑩大字東根元東根字大白2735-2
- ⑪大字東根元東根字大白2736
- ⑫大字東根元東根字大白9444

この図面は森林整備上の境界を表したものであり、所有界、面積等土地に関する諸権利について証明するものではありません。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)

縮尺 1 : 1500



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集 R8 - 2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 東根市長 鈴木 敬一		（所在地） 山形県東根市中央 1-1-1					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の初期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づ て行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	東根市大字東根元 東根字大白	2721	15イ	3-11 5-1	山林	0.0132	スギ	71	公告した日	5年 (2031.3.31)	<p>○ 乙は、存続期 間中に林分の健全 化を図るため、除 伐・間伐などの保 育事業を実施す るものとする。施 業の実施にあつて は、不必要な伐採 は控える等、生物 多様性に配慮す るものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、 病虫害及び気象害 の予防のため、年 1回の森林の巡視 を行うものとし、 当該巡視は林道か らの目視によって 判断できる限りで 行う。</p>	<p>○（1. 甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法） 経営管理権に基づき乙が 実施する除伐・間伐で、木 材の販売は行わないもの とする。</p> <p>○（2. 留意事項） 乙が経営管理を行うため に要した経費は乙が負担す るものとする。</p>	<p><時期> ○ 乙から甲に 対して金銭の支 払は行わない。</p> <p><相手方及び方法 法> ○ 乙から甲に 対して金銭の支 払は行わない。</p>			
2	東根市大字東根元 東根字大白	2723-1	15イ	4-1 5-1	山林	0.1428	スギ	71	同上	同上						
3	東根市大字東根元 東根字大白	9422-1	15イ	3-12	原野	0.0495	スギ	101	同上	同上						
4	東根市大字東根元 東根字大白	9422-2	15イ 15イ 30イ 30イ 30イ	3-12 4-1 1-14 1-15 1-16	原野	0.0400	スギ	96	同上	同上						
5	東根市大字東根元 東根字大白	9423	15イ 15イ 30イ 30イ	4-1 5-1 1-15 1-16	原野	0.0945	スギ	96	同上	同上						
6	東根市大字東根元 東根字大白	9424	15イ	4-1 5-1	原野	0.0723	スギ	96	同上	同上						
7	東根市大字東根元 東根字大白	9425-1	15イ	3-11 5-1	原野	0.0885	スギ	71	同上	同上						
8	東根市大字東根元 東根字大白	9427-1	15イ	4-1 5-1	原野	0.0813	スギ	96	同上	同上						
9	東根市大字東根元 東根字大白	9451	15イ	4-1	山林	0.0105	スギ	96	同上	同上						
10	東根市大字東根元 東根字大白	9452	15イ	4-1	山林	0.0076	スギ	96	同上	同上						
11	東根市大字東根元 東根字大白	9453	15イ	4-1	山林	0.0105	スギ	96	同上	同上						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の 算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						経営管理権 の始期
12	東根市大字東根元 東根字大白	9454	15イ	4-1	山林	0.0003	スギ	96	公告した日	5年 (2031.3.31)	<p>○ 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐・間伐などの保育事業を実施するものとする。施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>○ (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する除伐・間伐で、木材の販売は行わないものとする。</p> <p>○ (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><時期> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p><相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p>	
13	東根市大字東根元 東根字大白	9455	15イ 30イ	4-1 1-15	山林	0.0089	スギ	96	同上	同上				
14	東根市大字東根元 東根字大白	9456	15イ	4-1 5-1	山林	0.0082	スギ	96	同上	同上				
15	東根市大字東根元 東根字大白	9457	30イ	1-15 1-16	山林	0.0069	スギ	97	同上	同上				
16	東根市大字東根元 東根字大白	9458	15イ	5-1	山林	0.0211	スギ	71	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	東根市大字東根元 東根字大白	2721	15イ	3-11 5-1	山林	0.0132	スギ	71					
2	東根市大字東根元 東根字大白	2723-1	15イ	4-1 5-1	山林	0.1428	スギ	71					
3	東根市大字東根元 東根字大白	9422-1	15イ	3-12	原野	0.0495	スギ	101					
4	東根市大字東根元 東根字大白	9422-2	15イ 15イ 30イ 30イ 30イ	3-12 4-1 1-14 1-15 1-16	原野	0.0400	スギ	96					
5	東根市大字東根元 東根字大白	9423	15イ 15イ 30イ 30イ	4-1 5-1 1-15 1-16	原野	0.0945	スギ	96					
6	東根市大字東根元 東根字大白	9424	15イ	4-1 5-1	原野	0.0723	スギ	96					
7	東根市大字東根元 東根字大白	9425-1	15イ	3-11 5-1	原野	0.0885	スギ	71					
8	東根市大字東根元 東根字大白	9427-1	15イ	4-1 5-1	原野	0.0813	スギ	96					
9	東根市大字東根元 東根字大白	9451	15イ	4-1	山林	0.0105	スギ	96					
10	東根市大字東根元 東根字大白	9452	15イ	4-1	山林	0.0076	スギ	96					
11	東根市大字東根元 東根字大白	9453	15イ	4-1	山林	0.0105	スギ	96					
12	東根市大字東根元 東根字大白	9454	15イ	4-1	山林	0.0003	スギ	96					
13	東根市大字東根元 東根字大白	9455	15イ 30イ	4-1 1-15	山林	0.0089	スギ	96					
14	東根市大字東根元 東根字大白	9456	15イ	4-1 5-1	山林	0.0082	スギ	96					
15	東根市大字東根元 東根字大白	9457	30イ	1-15 1-16	山林	0.0069	スギ	86					
16	東根市大字東根元 東根字大白	9458	15イ	5-1	山林	0.0211	スギ	71					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

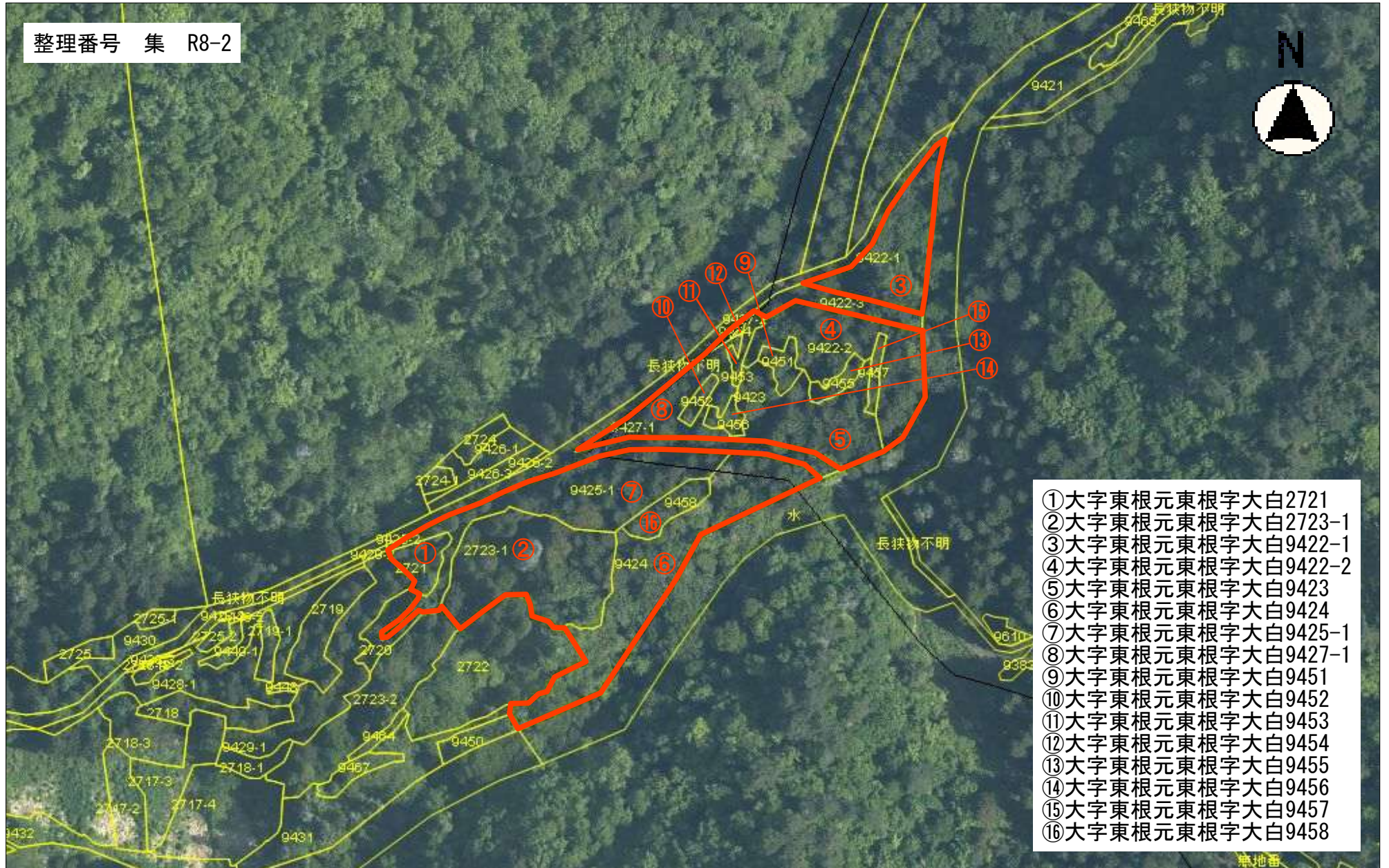
住 所（同上） 東根市長 鈴木 敬一

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

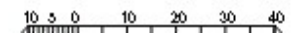
整理番号 集 R8-2



- ① 大字東根元東根字大白2721
- ② 大字東根元東根字大白2723-1
- ③ 大字東根元東根字大白9422-1
- ④ 大字東根元東根字大白9422-2
- ⑤ 大字東根元東根字大白9423
- ⑥ 大字東根元東根字大白9424
- ⑦ 大字東根元東根字大白9425-1
- ⑧ 大字東根元東根字大白9427-1
- ⑨ 大字東根元東根字大白9451
- ⑩ 大字東根元東根字大白9452
- ⑪ 大字東根元東根字大白9453
- ⑫ 大字東根元東根字大白9454
- ⑬ 大字東根元東根字大白9455
- ⑭ 大字東根元東根字大白9456
- ⑮ 大字東根元東根字大白9457
- ⑯ 大字東根元東根字大白9458

この図面は森林整備上の境界を表したものであり、所有界、面積等土地に関する諸権利について証明するものではありません。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)

縮尺 1 : 1500



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

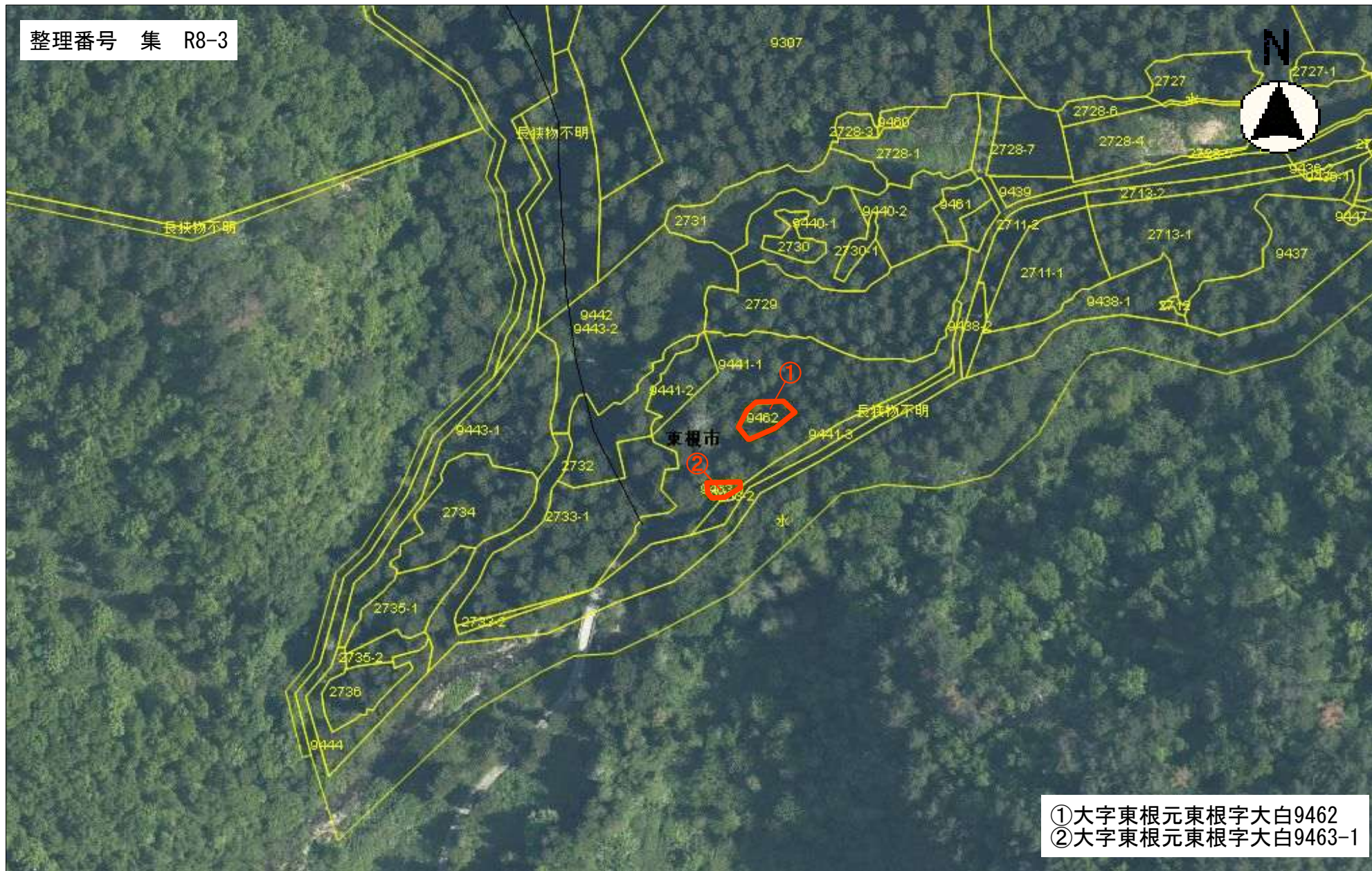
経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 R8 - 3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 東根市長 鈴木 敬一			（所在地） 山形県東根市中央 1-1-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）			（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） ○ 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐・間伐などの保育事業を実施するものとする。施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法 ○（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） 経営管理権に基づき乙が実施する除伐・間伐で、木材の販売は行わないものとする。 ○（2. 留意事項） 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 <時期> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 <相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）					
1	東根市大字東根元東根字大白	9462	15イ	1-5	山林	0.0112	スギ	61	公告した日	5年 (2031.3.31)					
2	東根市大字東根元東根字大白	9463-1	15イ	1-4 10-1	山林	0.0046	スギ	61	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	東根市大字東根元 東根字大白	9462	15イ	1-5	山林	0.0112	スギ	61					
2	東根市大字東根元 東根字大白	9463-1	15イ	1-4 10-1	山林	0.0046	スギ	61					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 東根市長 鈴木 敬一</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>													
<p>（記載注意）</p> <p>（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。</p> <p>（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。</p> <p>（3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。</p> <p>（4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。</p> <p>（5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。</p>													

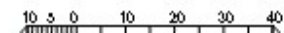
整理番号 集 R8-3



①大字東根元東根字大白9462
②大字東根元東根字大白9463-1

この図面は森林整備上の境界を表したものであり、所有界、面積等土地に関する諸権利について証明するものではありません。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)

縮尺 1 : 1500



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

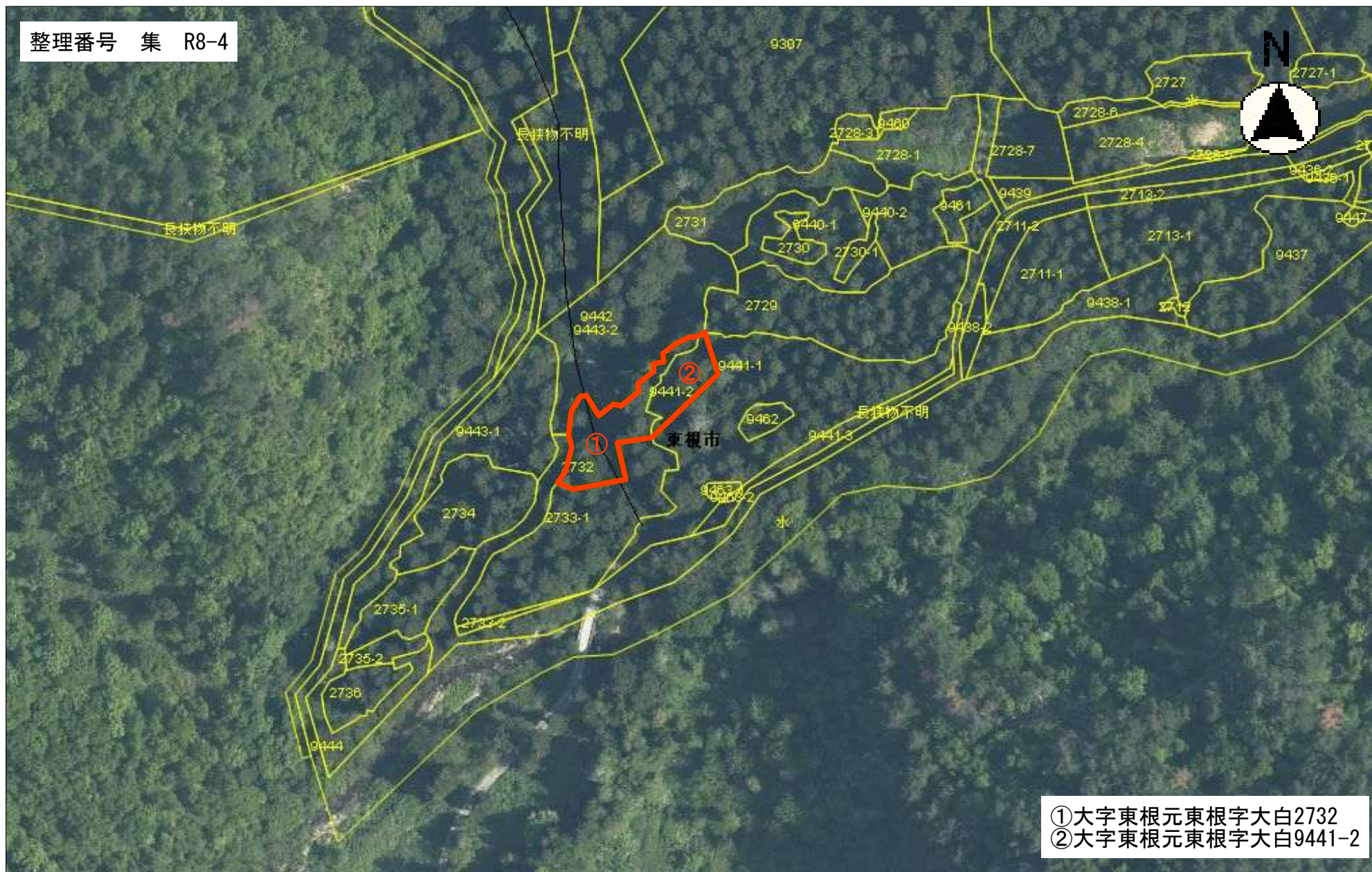
経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 R8 - 4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 東根市長 鈴木 敬一		（所在地） 山形県東根市中央 1-1-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の 算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
1	東根市大字東根元 東根字大白	2732	12イ 15イ 15イ 15イ	1-3 1-2 1-3 1-4 2-1	山林	0.0459	スギ	59	公告した日	5年 (2031.3.31)	<p>○ 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐・間伐などの保育事業を実施するものとする。施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>○ (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する除伐・間伐で、木材の販売は行わないものとする。</p> <p>○ (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><時期> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p><相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p>	
2	東根市大字東根元 東根字大白	9441-2	15イ	1-4 2-1	原野	0.0403	スギ	83	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	東根市大字東根元 東根字大白	2732	12イ 15イ 15イ 15イ 15イ	1-3 1-2 1-3 1-4 2-1	山林	0.0459	スギ	59					
2	東根市大字東根元 東根字大白	9441-2	15イ	1-4 2-1	原野	0.0403	スギ	83					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 東根市長 鈴木 敬一</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>													
<p>（記載注意）</p> <p>（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。</p> <p>（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。</p> <p>（3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。</p> <p>（4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。</p> <p>（5） （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。</p>													

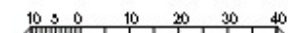
整理番号 集 R8-4



①大字東根元東根字大白2732
②大字東根元東根字大白9441-2

この図面は森林整備上の境界を表したものであり、所有界、面積等土地に関する諸権利について証明するものではありません。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)

縮尺 1 : 1500



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R8 - 5	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 東根市長 鈴木 敬一			(所在地) 山形県東根市中央 1-1-1		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の 算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
1	東根市大字東根元 東根字大白	2724	15イ	3-10 3-11	山林	0.0105	スギ	66	公告した日	5年 (2031.3.31)	<p>○ 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐・間伐などの保育事業を実施するものとする。施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>○ (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する除伐・間伐で、木材の販売は行わないものとする。</p> <p>○ (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><時期> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p><相手方及び方法> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p>	
2	東根市大字東根元 東根字大白	2724-1	15イ	3-10 3-11 3-13	山林	0.0066	スギ	78	同上	同上				
3	東根市大字東根元 東根字大白	9304-1	15イ 15イ 15イ 15イ 15イ 15イ 15イ 16イ	3-6 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12 3-13 4-1 1-1	山林	3.3337	スギ	66	同上	同上				
4	東根市大字東根元 東根字大白	9304-3	15イ	3-12 3-13 3-16	山林	0.4121	スギ	101	同上	同上				
5	東根市大字東根元 東根字大白	9426-1	15イ	3-10 3-11	原野	0.0158	スギ	78	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	東根市大字東根元 東根字大白	2724	15イ	3-10 3-11	山林	0.0105	スギ	66					
2	東根市大字東根元 東根字大白	2724-1	15イ	3-10 3-11 3-13	山林	0.0066	スギ	78					
3	東根市大字東根元 東根字大白	9304-1	15イ 15イ 15イ 15イ 15イ 15イ 15イ 16イ	3-6 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12 3-13 4-1 1-1	山林	3.3337	スギ	66					
4	東根市大字東根元 東根字大白	9304-3	15イ	3-12 3-13 3-16	山林	0.4121	スギ	101					
5	東根市大字東根元 東根字大白	9426-1	15イ	3-10 3-11	原野	0.0158	スギ	78					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 東根市長 鈴木 敬一</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>													
<p>（記載注意）</p> <p>（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。</p> <p>（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。</p> <p>（3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。</p> <p>（4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。</p> <p>（5） （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。</p>													

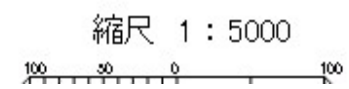
整理番号 集 R8-5①

森林整備等を実施するのは、範囲内のスギ人工林の箇所となります。



- ①大字東根元東根字大白9304-1
- ②大字東根元東根字大白9304-3

この図面は森林整備上の境界を表したものであり、所有界、面積等土地に関する諸権利について証明するものではありません。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)





この図面は森林整備上の境界を表したものであり、所有界、面積等土地に関する諸権利について証明するものではありません。
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1541号)

縮尺 1 : 1500

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施する。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。